

知っておきたい

限度額認定証と限度額適用・標準負担額減額認定証

高額な外来診療や入院時の自己負担を軽減するため、限度額認定証と限度額適用・標準負担額減額認定証の有効期限は7月31日までとなっています。

自動更新ではありませんので、8月以降も引き続き認定証が必要な方は、8月になりましたら申請してください。

◎手続きに必要なもの

- ・国民健康保険被保険者証
- ・現在交付されている認定証
- ・印かん

※対象とならない方もいますので、新たに申請を希望する方は、住民課国保年金班へお問い合わせください。

※70歳未満の方へ8月以降に交付する認定証の有効期限は、12月31日までとなります。(自己負担限度額が平成27年1月以降変更となるためです。)

有効期限が平成27年1月1日以降の認定証は、

12月末日までに郵送します。

退職者医療制度へのご加入をお願いします

退職者医療制度は、長く社会保険などに加入していた方が、医療の必要性が高まる退職後に、国民健康保険に加入することで、国民健康保険の医療費負担が増大することを抑制するためにつくられた制度です。

退職者医療制度の適用を受ける方の給付費(自己負担分以外の医療費)は、退職者医療制度に該当する方の国民健康保険税と社会保険などからの拠出金で賄われています。

対象となる方は、町から退職被保険者証を郵送します。旧被保険者証は、役場にお越しの際に返却してください。

◎次の条件がすべて該当する方と、その被扶養者が対象となります。

- ・国民健康保険に加入している65歳未満の方
- ・厚生年金や各種共済組合

などの年金を受けられる方で、その加入期間が20年以上、または40歳以降で10年以上ある方

ジェネリック医薬品を活用しましょう

新薬と同じ主成分で製造され、開発の費用も少ないため安価なジェネリック医薬品を活用しましょう。

◎「ジェネリック医薬品希望カード」、または「ジェネリック医薬品希望シール」をご利用ください。

ジェネリック医薬品を希望する場合は、医師、歯科医師、薬剤師にご相談ください。言い出しにくい場合は、

「ジェネリック医薬品希望カード」、または「ジェネリック医薬品希望シール」を貼った被保険者証、おくすり手帳を提示しましょう。

※すべての薬にジェネリック医薬品があるわけではなく、治療方針や薬の在庫などでジェネリック医薬品に変更できない場合があります。

希望カード



希望シール



◆問い合わせ

住民課国保年金班
☎(84) 1214